1. 歴史まちづくりとは

全国各地には、城や神社仏閣とその周辺の町家や武家屋敷等から成る市街地と、祭礼行事、民俗芸能、昔ながらの生業等の人々の伝統的な営みや活動とが一体となって、 地域の個性とも言える歴史的な情緒や風情を醸し出すまちが多くあります。

歴史まちづくり法では、これらを地域固有の資産として捉え、ハード・ソフト両面の取組により維持向上を図り、地域の活性化や歴史・伝統文化の保存・継承を支援しています。

【参考:全国に広がる歴史まちづくり計画】

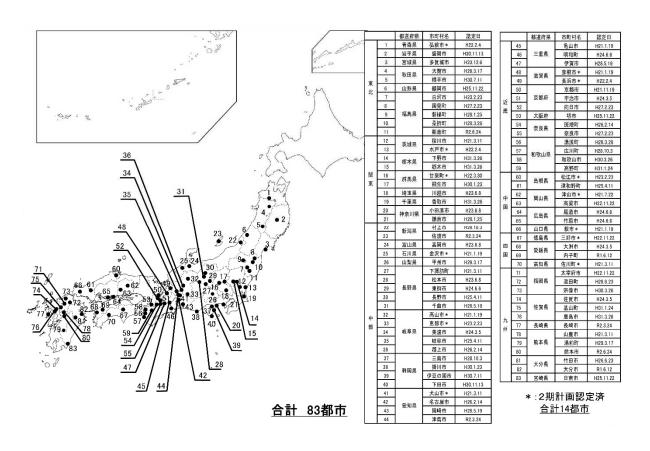


図 歴史まちづくり計画の認定状況

各都市の歴史まちづくり計画については、以下の国土交通省ホームページにて 紹介しています。

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html

2. 各都市の歴史まちづくり計画の概要

○愛知県津島市(認定日 R2.3.24)

国指定の重要文化財「津島神社本殿・楼門」 及びその周辺地域と、600年近く続く尾張津島天のうまつり、津島駅西地区の山車祭や石採祭及び茶の湯文化が一体となって形成する、歴史的な風情を有する良好な市街地の環境の維持向上を図るため、津島駅西地区に所在する旧津島信用



【尾張津島天王祭 (朝祭)】

金庫本店等の歴史的建造物の保存・活用事業や、山車等が巡行する道路の美装化、 地域の子供たちへの歴史・文化学習事業等を位置づけています。

〇福島県棚倉町 (認定日 R2. 6. 24)

第2代棚倉藩主丹羽長重が築城した「棚倉城」の 城跡である国指定の史跡「棚倉城跡」、陸奥一宮で ある「馬場都々古別神社」及びその周辺地域と、江 戸時代から続く「棚倉秋まつり」や馬場都々古別神 社に伝えられている神楽や例大祭等が一体となっ て形成する、歴史的な風情を有する良好な市街地の 環境の維持向上を図るため、棚倉城跡周辺の道路整



【棚倉秋まつり】

備事業や馬場都々古別神社門前地区の道路の美装化等を行う環境整備事業、伝統文化・技術を引き継ぐ職人及び担い手などの育成事業等を位置づけています。